

報道機関各社 御中

連絡先
担当部局 健康福祉部こども局 こども支援課
電話番号 53-4198

1. 発表事項 コロナ禍における“離婚、DV、児童虐待等に関する臨時相談”を令和4年度も引き続き実施します。
2. 内容 長引くコロナ禍の影響により、離婚・DV等家庭内暴力・児童虐待など様々な問題が懸念されていることから、弁護士資格を有する市職員が同席し、専門窓口の案内や法的なアドバイスを行う臨時相談について、令和4年3月までの期間限定としていましたが、コロナ禍は依然として引き続いていることから、令和4年度においても臨時相談を引き続き実施します。相談は無料です。
3. 相談対象者及び相談内容  
子どもがいる世帯の方で、離婚や離婚に伴う養育費、DV、児童虐待等に関する相談  
※相続や借金など上記以外の相談は、松阪市社会福祉協議会が実施する「法律相談」をご利用ください。
4. 相談日 令和5年3月までの第3金曜日に実施。
5. 相談時間 1日につき1人30分の3人枠で、先着順となります。  
1人目：13時30分から14時まで  
2人目：14時30分から15時まで  
3人目：15時30分から16時まで
6. 相談場所 松阪市役所こども支援課相談室
7. その他
  - ①予約制です。希望する相談日の1週間前までに、こども支援課こども家庭支援係（TEL53-4085）まで電話でお申し込みください。（住所、氏名、連絡先、相談内容等をお伝えください。）
  - ②個室の相談室で対応します。相談内容が外に漏れることはありません。安心してご相談ください。
  - ③都合が悪くなりましたら、早めに連絡してください。
  - ④1案件当たり1回まで相談できます。
8. お申込み・お問合せ先  
松阪市役所健康福祉部こども局こども支援課こども家庭支援係  
電話 53-4085